

陳 述 書

2015年1月×日

近藤ゆり子

I はじめに

2014年7月24日付け朝日新聞名古屋本社版で報道されたところによると、私は、大垣警察署員によって、個人情報を（株）シーテックに提供されていました。大垣警察署員が（株）シーテックに「近藤ゆり子氏をご存じか」と最初に個人情報を提供した時点では、私は、当該風力発電事業計画の存在も知りませんでした。大垣警察署は、当該風力発電事業計画とは別に、私についての個人情報を反復継続的に収集していた上で、その情報に「やっかいなことになる」「大々的な市民運動へと展開すると、御社の事業も進まないことになりかねない」などという”評価”をつけて、私企業に提供したのです。どう考えても、真つ当な警察業務であるとは思えません。

権力組織である警察が、日本国憲法が保障する基本的人権を正面切って蹂躪し、開き直っていることに、心底からの恐怖と憤りを覚えます。

いったい何がどうなっているのか事実を知りたいです。そして日本国憲法の下での法と正義が実現されることを願っています。だから、事実解明と司法判断を希求します。

ついては、今般の証拠保全の申立を容れて頂きたい、お願い申し上げます。

II 報道以前のことなど

私は、1949年7月、横浜市で出生しました。父の転勤等で、小中学校時代は東京、和歌山、千葉などで過ごし、高校は県立千葉高等学校を卒業しました。1968年に東京大学に入学しましたが、大学に深く失望し、1972年に自主退学しました。

1977年から夫・正尚の故郷である大垣市に居住しています。夫とともに学習塾を経営していましたが、1998年の夫の急逝に伴い、1999年春に廃業しました。以後は遺族年金を生活の糧としていません（現在は自らの年金です）。

今回の新聞の報道からも、私が、普段から市民運動を目の敵にしている警察の監視・情報収集の対象になっていたと考えられます。以下、大垣警察署が「目を付ける」ことになったとおぼしき出来事について述べます。

1995年1月、阪神大震災がありました。多くの方々が被災し、亡くなりました。3月、オウム真理教の教団による地下鉄サリン事件がありました。「このまま漫然と過ごしていて良いのか」。自らへの疑問が膨らみました。

その4月に統一地方選がありました。市議選の投票のために投票所に赴き、係の人に「選挙公報を見せて下さい」と言いました。「選挙公報はありません」と言われて心底驚きました。それまでも、選挙は棄権せずに投票所に行っていましたが、大垣市議選では選挙公報がないということに気づかないほど、地方選挙には無関心だったのです。「支持政党無し／無党派」であるけれど、国政選挙であれば、新聞やテレビ、書籍などを通じて、各政党の政策も一通りは知っており、それなりに自分の意見も持ってきました。そしてその意見が「選挙の一票」ではなかなか反映されないことに苛立ちを覚えながら、「政治」を批判的に注視してきたつもりでした。しかし、自分の住む地域の身近な

「政治」にはかくも無関心だったのです。そのことこそが問題なのだ、こうした地域への無関心が「皆」の意見に従え」「目立つことはするな」というモノ言わぬ社会風土を作ってしまったのだ、ということ、胸が衝かれる思いで気づかされました。

そんなとき、大垣市の東境を流れる揖斐川最上流部の徳山ダムについて、「中止も含めて見直す」と称する「徳山ダム建設事業審議委員会」を建設省が設置することを知りました。当時、全国で300ものダム計画が存在していました。高度成長はとっくの昔に終焉しています。不要であり、自然生態系の破壊が凄まじい公共事業の典型としての「ダム・河口堰」に批判が高まっていました。建設省内部からも、改革への動き―河川法を改正への動き―が出てきました。反対運動などで建設が進まない大型ダム12箇所について、建設省は「ダム等審議委員会」を設置することとしたのです。

反対運動のハの字も聞こえない徳山ダムを対象に審議委員会が設置されたのは、全国的な反対運動となった長良川河口堰がこの年に「本格運用」となってしまった、その「続き」―木曾川水系水資源開発基本計画問題の続き―だからでした。

たとえ口先だけでも建設省が「中止も含めて見直す」という以上、沿川住民として「中止を求める」と声を上げる責務がある、と思いました。1995年12月、夫を含む大垣市民4名で「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げ、私は事務局長となりました。

この活動を始めて間もなく、大垣市スイトピアセンター使用許可取消事件が起きました。今般大垣警察署が「平穏な大垣市を維持したい」と述べていることに通じるものがあるように思うので、少し詳しく述べます。

1996年7月と8月に、「徳山ダム建設中止を求める会」の名前で、大垣市スイトピアセンターの会場貸出を申し込み、使用料納付等の手続も済ませていました(10月10日の「建設省との対話」、11月24日の「徳山ダム建設をやめさせ、山の再生を求める全国集会」)。

8月30日、突然、「徳山ダム建設中止を求める会」上田武夫代表に「使用許可取消」の通告がありました。もちろん、唯々諾々とそれに従うつもりはありませんでしたが、事務局長としては、他の会場も確保すべく、すぐに管理権者の異なるいくつかの他の会場にあたりました。

ところが会場が空いているにもかかわらず予約がとれません。『徳山ダムとか上田武夫とか近藤ゆり子とかであったら、会場が空いていても、その場で貸出許可も仮予約もしないで、市役所のほうに連絡してほしい』と言われていた。こんなことは前代未聞だ。市役所の部長のほうから指示があったから従わないわけにいかないが、館長として会館の運営を預かる私としては全く不本意で心外だ」と、ある福祉関係の会館の館長は憤然と言っていました。

「大垣市長自身の政治判断であり、指示だ」と察知出来ました。小倉満市長(当時)の記者会見での発言に関する新聞記事(1996年9月10日付け読売新聞記事)より抜粋します。「…小倉満市長は九日、記者会見で全国的な盛り上がりを見せた長良川河口堰の反対運動を例に出し、『反対のための反対集会になっていくことを恐れている』と述べた。全国から反対派が集まる反対運動の発展することを懸念しての発言とみられている。」

反対運動をさせないなどという理由による使用許可取消を許すわけにはいきません。「建設省との対話」のほうでは、建設省中部地方建設局河川部の担当者と実務的な打合せのさいちゅうでしたが、中断を余儀なくされました。全国集会では遠方からの参加を受け入れるので、その準備も滞らせるわけにはいきません。岐阜地方裁判所に使用許可取消処分執行停止を申し立てました。結局、大垣市側の「使用許可取消」という集会の自由の制約が不当であることが認められ、2つの集会を開催することができました。(→資料1)。

このとき、代理人にお願いした弁護士が、西濃法律事務所(現・弁護士法人ぎふコラボ)の山田秀樹弁護士でした。この後、徳山ダムを巡る行政訴訟・住民訴訟の代理人もお願いしています。

この事件は、全国紙も含めて多くのメディアに採り上げられました。大垣警察署が私についての

個人情報反復継続的に収集しはじめたのはこのときからか、と感じます。大垣警察署がシーテックに伝えたと言われる言葉に「全国から呼び寄せることを懸念している」なる文言がでてくるのも、このときのことを参照しているのではないかと推測します。

どういふに私の個人情報が収集され、どう取り扱われているかを知りたく思います。

無党派＝政治的無関心ということではいけない、と考えていました。1996年10月の小選挙区制導入後初めての衆院選で中日新聞社の企画「無党派が聞く」の岐阜2区の候補者へのインタビューを夫と共に務めました。上記大垣市スイトピアセンターでの11月24日「徳山ダム建設をやめさせ、山の再生を求める全国集会」に伴い、市内でデモ行進も行いました。

1995年から96年にかけて、岐阜県内の各地で環境関係の住民運動・市民運動が活発化していました。御嵩町の巨大産廃処分場建設計画反対運動はその象徴的存在でした。1996年10月30日、御嵩町の柳川喜郎町長(当時)が暴漢に襲撃され、重傷を負うという事件が発生しました。それまでの約4ヶ月、県内の環境関係市民団体の間で「1997年初めの岐阜県知事選、あまりにも酷い強権的県政を進める梶原拓知事に一矢報いたい」という話し合いが行われていましたが、候補者が見つからず、ほとんど諦めかけていました。しかしこの襲撃事件で、火が着きました。夫・正尚が候補者となり、市民運動・住民運動の関係者だけで(結局、政党の支持・推薦は一切なしで)1997年2月投開票の岐阜県知事選を闘いました。法定得票をとることができ(11%)、何よりも御嵩町では現職・梶原拓氏に匹敵する票を出すことができました。このことが、1997年5月の御嵩町の産廃処分場建設計画に対する質の高い住民投票の実現とその結果に結びついたのでと考えています。

こうした一連の動きは、岐阜県警・大垣警察署にとっては大いに目障りだったのかもしれませんが。1997年6月の中部電力株主総会での「面割り、排除」(→資料2(3))も、今から考えると、岐阜県警から中部電力に「顔」まで含めた情報提供がなされていたのではないかと考えます。その後も、大垣や岐阜での集会やデモの際に、私服刑事が、特に用事もないのに、わざわざ「近藤さん」と呼びかけてきています。「あなたのことは見張っているよ」ということかもしれません。

今般の新聞記事によると、「やっかいなことになる」「反原発、自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念する」などという文言がみられます。大垣警察署が、上記の頃から長期間にわたって、反復継続的に私についての情報収集をおこなっていることを窺わせます。

私にはこの実情について知る権利があります。

Ⅲ 本件風力発電事業及び(株)シーテックとの関わり

「Ⅰはじめに」でも述べましたが、大垣警察署と(株)シーテックが「意見交換」を始めたときは、この風力発電事業計画の存在も知りませんでした。2014年5月に上鍛冶屋自治会が岐阜県知事と大垣市長に「嘆願書」を提出した旨の新聞報道を目にして、初めてこの風力発電事業計画があることを知ったのです。「9条の会」等で時折お目にかかることのある松島勢至さんに連絡をとって、若干の資料を送って頂きました。これが6月半ば過ぎです。この時点では、まだ何かしら「関わった」といえるものではありません。

大垣警察署と(株)シーテックの4回目(2014.6.30)の「意見交換」で、大垣警察署が「近藤氏が…反対運動に本腰を入れそうである」と述べているようです。

これが、全くの口から出任せというのではなく、何かしらの情報に基づいて憶測を述べているのだとすれば、4日前の6月26日に行われた中部電力株主総会での私の数秒間の発言を捉えてのことと推測されます。(→資料2(2))

この株主総会で挙手をして発言の機会を得たとき、冒頭で「大垣市民なので、中部電力子会社で

あるシーテックの風力発電事業に無関心ではられません」と述べてから、5月21日の大飯原発運転差止訴訟の福井地裁判決について中部電力がどう考えるかの質問に移りました。「中部電力子会社シーテックの風力発電事業」に言及したのは、ほんの数秒間です。株主総会の個々の株主の一般発言を録音し、入場番号と名前を照合しつつ、一語一語、詳細に分析しなければ「本腰を入れそうである」なる憶測も出てこないはずで

す。私ははじめ、中部電力株主総会に出席した(株)シーテックの担当者が「シーテック、大垣」という言葉に反応してメモをとり、それを親会社である中部電力に持ち込んで発言者を特定して、憶測を警察に伝えたのだと考えてました。ところが、報道されたこの部分をよく見ると真反対です。警察の側が(株)シーテックに「近藤氏が…反対運動に本腰を入れそうである」と伝えています。

つまり、警察が、業務として、株主総会での一般株主の発言の一言一句をとらえ、発言者を特定するとともに内容を詳細に分析し、警察が必要と考える企業などにその情報を提供しているのです。

中部電力は「相応の御礼」(OBの厚遇受け入れ?)とともに、そうした分析を(毎年のように、そして日常的に)警察に依頼しているということなのではないでしょうか。(→資料2(2)(3))

警察と特定企業との、非常に不適切な癒着を感じます。

証拠保全手続きを行わないと、警察からの示唆で、(株)シーテックが存在を認めている「議事録」のみならず、議事録作成に至る情報のあり方や流れを示すメモ等も廃棄されてしまうのではないかと懸念しています。

7月24日に新聞報道された後、(株)シーテックHPの下の方に「個人情報の取り扱いについて」という項目があることを人に教えられ、8月5日に予め連絡をした上で、個人情報開示請求のために、(株)シーテック本社に赴きました。

応接的な部屋に通された後、開示請求を受け付ける中味を訊くと以下のようなものでした。

- * 「個人情報保護規程」は社内内規で非公開である
- * 内容的にはHPの「個人情報保護方針」にある。
- * 簡単にいえば、個人情報保護法に従って個人情報を取り扱う、ということ
- * 個人情報保護法2条2項の「個人情報データベース等」に関して開示請求に対処する
→「個人情報データベース」になっていないものは開示対象外
- * 事業を計画している地域の地権者などの情報はデータベース化していないので開示対象外。

(株)シーテックに個人情報開示請求をかけても何も出てこない可能性が大きい、手数料500円が無駄になりそうとは思いましたが、開示請求をすることとしました。「開示請求します。開示請求書を送ってください。そして千円札でお釣りをください」と言ってから、手続きを済ませて建物を出るまでに約20分かかりました。(株)シーテック個人情報保護法に基づく個人情報開示手続きに全くもって「慣れていない」ことがよくわかりました。

8月19日付けで届いた開示請求への「回答」は、予め幾つかのことを印字してあるペーパーの「以下の理由により開示請求に対応することが出来ません/調査の結果、ご本人に関する保有個人データが存在しない場合」という欄にチェックを入れたものでした。

(株)シーテックの担当者は、メディアに対して、報道された「議事録」がシーテックのものであることを認めています。なのに、個人情報を記載された本人には何も示さないというのです。

8月4日付けで、私を含む個人情報を記載された当事者から(株)シーテックに宛てて、「抗議・要求書」を送付して、事情の説明を求めましたが、未だに何の応答もありません。

このままでは、私たちは事実を知る術がありません。証拠保全の手続きが必要だと考えます。

IV 警察による情報収集・情報漏えいを知って思ったこと

2014年7月24日、朝日新聞朝刊記事が出た日は、徳山ダム裁判の論理的な「続き」としての徳山ダム導水路（木曾川水系連絡導水路）裁判の第1審判決の日でした。メディアからの個別の取材に、一つ一つ対応するのは時間的に困難だったので、記者さん達に配布すべく予めコメントのペーパーを作成しました。（→資料2（1））

最初のペーパーの冒頭を引用します。

本来、犯罪の捜査と取り締まりを通じて市民の安全を守るはずの警察が、市民を監視する組織となっているのみならず、得た情報を、私企業に、私企業の意向に沿う形で提供したことに怒りを禁じ得ない、嚴重に抗議する。

私自身のおかれてある立場からして、事実関係を解明し、こうした「警察」の在りようを正していく責任を感じている。

事実を知る権利とともに、可能な限りの手段を尽くして事実を知る責務もあると考えています。

V 報道後の岐阜県警・岐阜県公安委員会との関わり

2014年7月24日付け朝日新聞の報道の直後、個人情報（株）シーテックに提供されてしまった他の当事者の方々と相談し、7月31日に岐阜県警本部長と県公安委員会に宛てて「抗議・要求書」を提出し、岐阜県警に岐阜県個人情報保護条例に基づく個人情報開示請求を行いました。

1-（1）岐阜県警本部長宛「抗議・要求書」とその回答

「抗議・要求書」では、

地域住民が地域の環境問題に深い関心をもって学習会を積み重ねること、及び市民が社会的な問題について意思表示をし、活動すること、そしてそうした住民・市民と結びついて公益的な活動を担おうとする法律事務所のあり方は、日本国憲法で保障されるものであることは疑いなく、同12条前段の「不断の努力」の表れであり、推奨されることであっても有害視・危険視されることではありません。

今回明るみに出た岐阜県警（大垣警察署）の行為は、「責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」（警察法2条2項）に明らかに违背します。

日本国憲法下の警察が断じて行ってはならない行為です。

と述べ、下の5点を要求し、8月31日までの回答を求めました。

1. 上石津町に計画されているシーテックの風力発電事業に反対している上鍛冶屋地区住民の活動への監視・敵視・干渉を即刻やめること。
シーテックとの「意見交換」は、今後一切行わないこと。
2. 今回報道された件に関する事実解明を徹底的に行い、当事者に全面的に公開すること。
3. 原因を究明し、類似事案の存否を調査し、再発防止の施策を明らかにすること。
4. 市民監視と市民運動敵視を即刻やめること。
私企業に個人情報を提供することを即刻やめること。

5. 岐阜県警察本部長は、私たちに謝罪をすること。

8月31日を過ぎても、何の打診も回答もありませんでした。岐阜県警は、内容がどうこう以前に、私たちの文書そのものを無視するのだ、と思いました。

10月2日、岐阜県議会本会議でのこの問題についての野党議員の質問に対し、県警本部長は「確認中ですので、回答を差し控えさせていただきます」と答え、再質問に対しても全く同じ回答をました。後日県議会議長から「不誠実な答弁だ」と注意を受けたと報道されています。

この注意が効いたのかどうかは定かではありませんが、11月19日付けで、突然、岐阜県警本部長から「回答」が来ました。

「抗議・要求書」に対する回答

平成26年7月31日付けで受理した「抗議・要求書」と題された文書に関し、ご提示の点も踏まえ、岐阜県警察として、本件に係る事実関係を慎重に確認したところ、大垣警察署員の行為は、公共の安全と秩序の維持に当たるという責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環であると判断いたしました。

以上をもって回答といたします。

あまりにも短く、内容不鮮明ではあるものの「大垣警察署員の行為は、公共の安全と秩序の維持に当たるという責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環である」とは、①上石津町に計画されているシーテックの風力発電事業に反対している上鍛冶屋地区住民の活動への監視・敵視・干渉、②利益追求を旨とする私企業（ここでは具体的にはシーテック）への個人情報提供、③「平穏な大垣を維持する」なる名目による住民・市民監視と市民運動敵視は「通常行っている警察業務の一環」であり、今後も続けていくと宣言のようです。到底受け入れられません。そして、私たちが求めた「事実解明を徹底的に行い、当事者に全面的に公開すること」「原因を究明し、類似事案の存否を調査し、再発防止の施策を明らかにすること」は完全に無視しています。

岐阜県警への直接の申し入れでは、私たちが事実を知ることはできません。

1－(2) 警察法79条に基づく岐阜県公安委員会への苦情申立とその回答

岐阜県警本部長宛と同時に、岐阜県公安委員会宛にも「抗議・要求書」を出しました。これに対して、県公安委員会事務局より「この形式では回答が難しい。警察法79条に基づく苦情申し出であれば、何か対処できるかもしれない」との連絡がありました。

そこで、代理人を立てて、11月10日付けで、以下のような趣旨の苦情申し立てを行いました。

【申立ての趣旨】

岐阜県公安委員会は、申立人らに対し、

- 1 岐阜県警（大垣警察）が、各申立人に関し、どのような情報を収集したのか、あるいは収集した情報のうちどのような情報をシーテック社やそれ以外の民間企業等に対して開示したのかを調査の上、回答すること
- 2 市民活動に対する情報収集活動、私企業に対する市民の情報を提供していた警察職員を明らかにした上、当該職員に対する処分結果についても開示し、公安委員会として誠意ある処理結果を示すこと

を求める。

これに対して、岐阜県公安委員会から12月5日付けで「回答」が来ました。

苦情申出に対する回答

平成 26 年 11 月 14 日付けで受理しました苦情申出について、岐阜県警察本部長に対し、本事案に係る事実関係等の調査を指示しました。

岐阜県警察本部長の調査結果に基づき岐阜県公安委員会で検討した結果、大垣警察署員が(株)シーテック担当者と会っていたことは確認されましたが、これは、公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環であると判断いたしました。

なお、報道において名前を挙げられたとされる方々から岐阜県警察本部長宛に提出された文書に対しても、既に、同様の趣旨の回答がなされているものと承知しております。

当公安委員会といたしましては、今後とも県警察に対する適正な管理に努めてまいりますので、警察活動に対するご理解とご協力をお願いいたします。

以上回答いたします。

基本的に県警の「回答」の追認です。「大垣警察署員が(株)シーテック担当者と会っていたことは確認されました」と、大垣警察署が(株)シーテックに私たちの個人情報を提供した事実を認めているようです。その上で「公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環である」としていることは、到底許しがたく、腹立たしく思います。

2. 個人情報開示請求、非開示決定（存否応答拒否）、不服審査請求、岐阜県公安委員会の理由説明

7 月 31 日に行った個人情報開示請求に対して、岐阜県警は非開示決定（存否応答拒否）をしました。

岐阜県個人情報保護条例第 15 条の 2 に該当

(理由)

開示請求のあった保有個人情報の有無に関する情報は、これを開示することにより、警察が特定の個人に係る情報を収集しているか否かが明らかとなり、警察の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあるため、岐阜県個人情報保護条例第 14 条第 5 号に該当し、かつ、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるため、当該保有個人情報の存否自体を回答できない。

これに対して、岐阜県公安委員会に「本件処分を取り消し、開示を求める」旨の不服審査請求を行いました。県公安委員会は 11 月 7 日付けで県個人情報保護審査会に諮問し、12 月 12 日付けで審査会に「本件審査請求を容認しない旨の答申を求める」として「非開示理由説明書」を送付しています。(→資料 3)

それによれば、私が求める私自身の個人情報は「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」であり、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる」ものだとしています。そして「犯罪の予防、捜査等に関する情報については、その性質上、開示されれば公共の安全や秩序の維持に取り返しのできない重大な支障を及ぼすおそれがあるため、最悪の事態を想定した慎重な取り扱いが求められることや、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度な専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるべきである」とし、「特定の個人に対する

警察の情報収集活動に係る保有個人情報について開示請求がなされた場合には、当該保有個人情報の存否を答えるだけで、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かという事実が判明し、警察の情報収集活動の対象(又は方針、関心事項)等が明らかとなるため、条例第 14 条第 5 号に規定する犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなる。したがって、本件開示請求に対しては、条例第 15 条の 2 を適用し、非開示決定(存否応答拒否)を行つたものである」としています。

岐阜県警・県公安委員会からは、事実は出てきません。真つ当な説明もされません。

だから、(株)シーテックが持っている(少なくとも持っていたことは確かな)証拠が必要です。

VI 終わりに

個人情報開示請求に関する不服審査請求への「理由説明書」では、(株)シーテックの風力発電事業に対する反対運動をする「かもしれない」私に関する個人情報を私自身に開示すると「公共の安全や秩序の維持に取り返しのつかない重大な支障を及ぼすおそれがある」のだと言っているように読めます。私たちが凶悪犯罪者かテロリストとみなされているように感じます。

「公共の安全や秩序の維持」に関する判断は「高度な専門的・技術的判断を要する」のだから、審査会委員にも口を差し挟ませないと言っています。裁判官に対しても同じモノイイをするのかもしれないかもしれません。特定私企業の利益を図るような警察に、「高度な専門的・技術的判断」を委ねてしまって良いとは思えません。

県警・県公安委員会は警察法 2 条第 1 項の「公共の安全や秩序の維持」を水戸黄門の印籠のごとく持ち出します。しかし、同じ 2 条の第 2 項「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」は無視しているようです。

日本国憲法は刑事手続きにおける市民の権利保障についてかなり詳細に規定しています。警察に無制限の権限を与えたりはしていません。警察の活動が「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用」していなかどうか、厳しく問われるべきです。それを判断するのは「高度な専門的・技術的判断」をする警察自身ではありません。裁判所であり、国民です。

国家賠償請求訴訟において、事実解明と公平な判断がなされるために、証拠保全を認めて下さるようお願いいたします。

以上

添付資料 **資料 1 : 判例タイムズ No. 922 (1997. 1. 1) p217~p221**
 資料 2 : 報道直後のコメントなど
 資料 3 : 岐阜県公安委員会の「理由説明書」